

特定口座に係る上場株式等保管委託規定

1. 規定の趣旨

- (1) この規定は、お客様が当行において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- (2) お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」等他の規定の定めるところによるものといたします。
- (3) 本規定でいう上場株式等とは、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」により当行がお預りするすることができるものをいいます。

2. 特定口座開設届出書等の提出

- (1) お客様が当行所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当行に提出または提示することにより、特定口座の開設を申込みのとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。

ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

- ① 特定口座開設届出書
- ② 特定口座源泉徴収選択届出書
- ③ 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
- ④ 関係諸法令に定める本人確認書類

なお、同一の上場株式等は特定預りにおける保管と特定預り以外における保管を同時にすることはできません。

- (2) 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、所得税を源泉徴収するものとし、お客様は、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡につきましては、お客様からその年最初の譲渡の時までに所得税の源泉徴収を取り止める旨のお申し出がない限り、毎年、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- (3) お客様は当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出するものとし、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領される場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、所得税の源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

2の2. 個人番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、特定口座を開設するとき、個人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

3. 特定保管勘定における保管の委託等

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

4. 所得金額等の計算

当行は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法

第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行います。

5. 特定口座に受入れる上場株式等の範囲等

当行は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等（当行で受入れることのできる上場株式等は「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」により当行がお預りするすることができるものに限ります。）のみを受入れます。

なお、下記に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得された上場株式等または当行から買付け取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
- ③ 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得した上場株式等
- ④ お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
- ⑤ お客様が、以下の事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの
イ、株式又は投資信託の分割または併合
ロ、法人の合併または分割
ハ、株式交換等
ニ、特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使

6. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

- (1) 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受け入れます。
- (2) 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

7. 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法または租税特別措置法

（次頁に続く）

施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

8. 源泉徴収

当行は、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

9. 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。

10. 特定口座内保管上場株式等の移管

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）②に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

11. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）④に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

12. 年間取引報告書等の送付

- (1) 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。
- (2) 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- (3) 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。
- (4) 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

13. 届出事項の変更

特定口座開設届出書の提出後に、印鑑、氏名、住所、個人番号、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の特定口座異動届出書により、取扱店に届け出てください。

また、その変更が、氏名、住所、個人番号に係る変更である場合は、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

14. 契約申込および取引の制限

- (1) 当行は、お客様の情報及び具体的な取引内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答を頂けない場合には、特定口座の開設を受付しないことや、本規定に基づく特定口座の利用を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客様は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該お客様が当行に届け出た在留期間が超過した場合、本規定に基づく特定口座の利用を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、本規定に基づく特定口座の利用を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定める本規定に基づく特定口座の利用制限について、契約者からの説明に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該特定口座の

利用制限を解除します。

15. 契約の解除

この契約は、以下のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③ お客様が当行に対して行った反社会的勢力先ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ④ お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑤ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第14条第1項で定める当行の求めに対するお客様からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
- ⑦ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑧ 第14条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されないとき
- ⑨ 第6号および第7項の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じないとき
- ⑩ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

16. 特定口座を通じた取引

お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない（次頁に続く）

限り、上場株式等のうち特定口座へ入れられない上場株式等および当行が定める引を除く原則すべての取引に関して特定口座を通じて行うものいたします。

17. 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等

の譲渡損益の計算には含まれません。

18. 特定口座に係る事務

特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。

19. 合意管轄

お客様と当行との間のこの規定に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

20. 規定の変更

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2020年4月現在)